

# ICANNシンガポールミーティング報告会

---



株式会社ブライツコンサルティング

2015/04/14

# ICANN 52 Singapore



日時： 2015年2月7日～12日

開催国： シンガポール

会場： Raffles City

参加者： 約1,800人（オンライン登録ベース）

# **New gTLD Updates**

2012年1月12日から同年5月末まで受け付けられた新規ジェネリックトップレベルドメイン（gTLD）の総称

## 新gTLDの種類

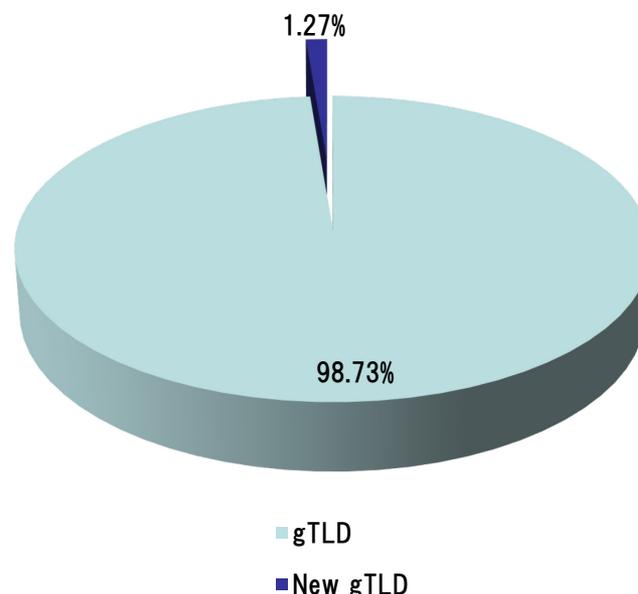
- 一般文字列（.car、.coffee、.blue等）
- 地理的名称（.tokyo、.nyc、.melbourne等）
- ブランド（.ibm、.gucci、.ferrari等）

## 総TLD登録数（2014年12月末現在）

- 既存TLD： 288,000,000
- 新gTLD： 3,700,000

## 現在の新gTLD登録数（2015年4月12日現在）

- 新gTLD： 5,075,319



## ブランドTLDの正当化

- 新gTLDの申請時には、ブランドTLDというカテゴリは存在しなかった
- ただし、申請者、関係者によるブランドTLDの概念はあった
- Brand Registry Groupの発足に繋がる

## Brand Registry Groupの発足

- ブランドTLD申請者向けのトレードアソシエーションとして2013年に発足した
- レジストリアグリーメント（RA）のブランドTLD向けへの変更に尽力した
- RAのSpecification（仕様書）13としてブランドTLD向けの契約ができる

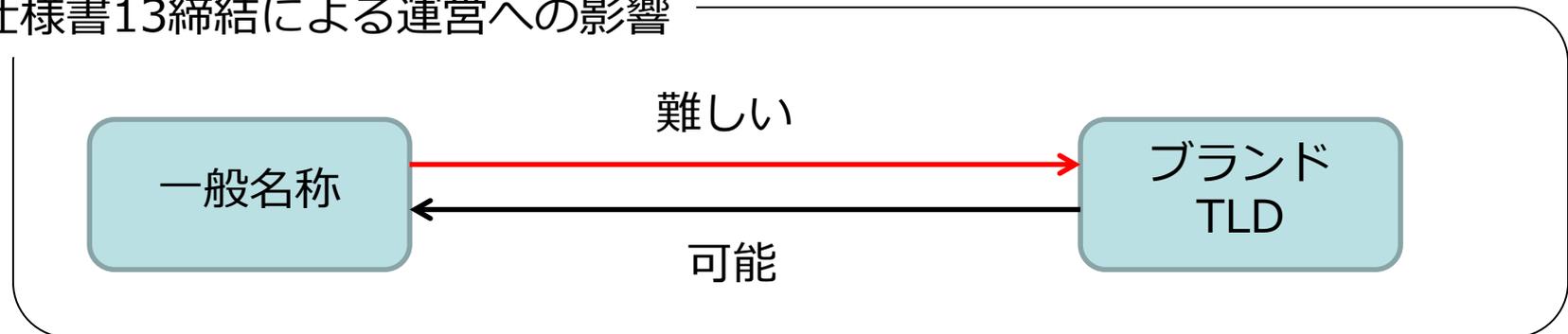
申請当時の弊社集計： 668件

仕様書13申請： 471件

※CASEやSEATなど一見判断しにくいものも存在する

※今後も仕様書13の申請を行いブランドTLDとなるものがあると想定される

## 仕様書13締結による運営への影響



## **Use of Brand TLDs**

- エイプリルフルでの活用が1件
- その他現時点では想像



com.google

Contact Information		
Registrant Contact	Admin Contact	Tech Contact
Name: CRR Tech	Name: CRR Admin	Name: CRR Tech
Organization: Charleston Road Registry, Inc.	Organization: Charleston Road Registry, Inc.	Organization: Charleston Road Registry, Inc.
Mailing Address: 1600 Amphitheatre Parkway, Mountain View CA 94043 US	Mailing Address: 1600 Amphitheatre Parkway, Mountain View CA 94043 US	Mailing Address: 1600 Amphitheatre Parkway, Mountain View CA 94043 US
Phone: +1.6502531318	Phone: +1.6502531318	Phone: +1.6502531318
Ext:	Ext:	Ext:
Fax: +1.6502530001	Fax: +1.6502530001	Fax: +1.6502530001
Fax Ext:	Fax Ext:	Fax Ext:
Email: crr-tech@google.com	Email: legal@charlestonroadregistry.com	Email: crr-tech@google.com

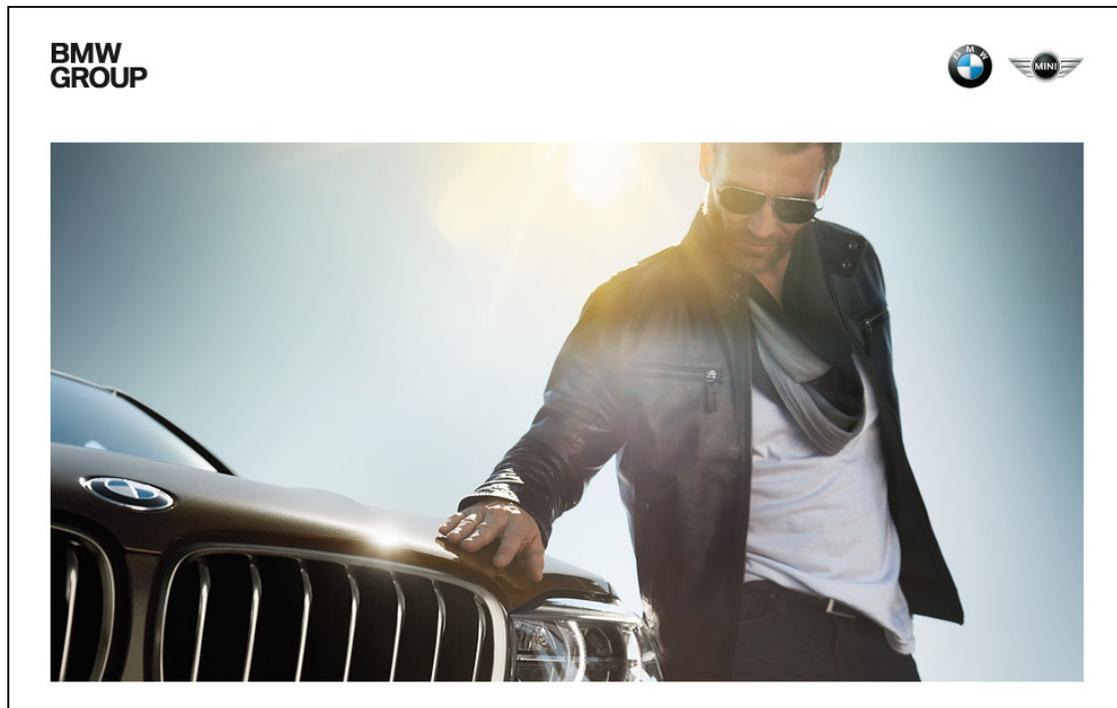
com.googleのWHOIS情報

ICANNでは、CMOによるブランドTLD向けのラウンドテーブルを企画していたが、直前に中止となった。

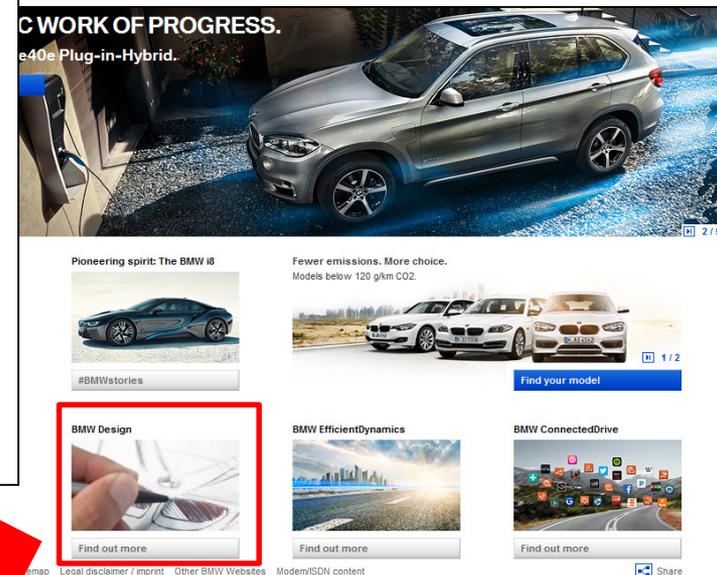
➡ブランドTLDのレジストリによるICANNへの関心度合いは？

Bayerische Motoren Werke Aktiengesellschaft = ドイツの自動車会社  
ブランドTLD : .bmw、.mini

NICサイトにおけるBMWアイコンの表示



<http://nic.bmw/>



<http://www.bmw.com/com/en/index.html>

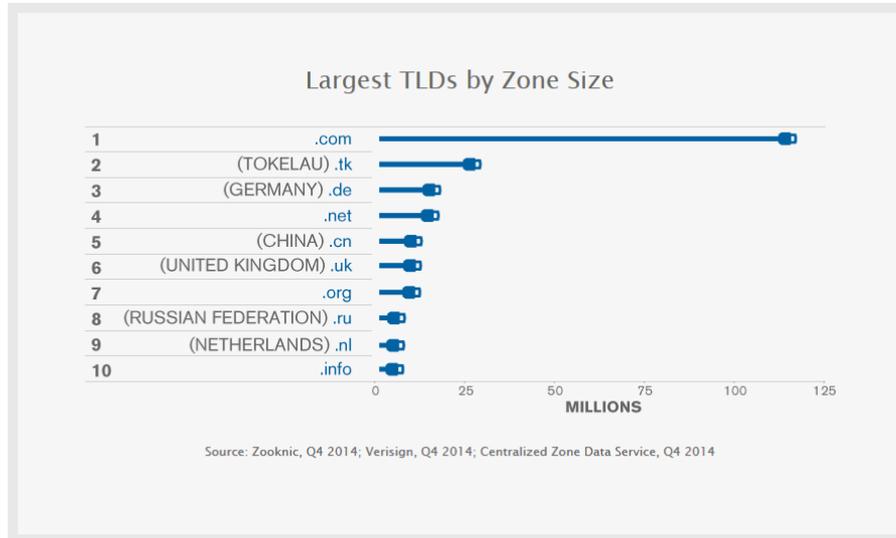
## .BMW関連

- 仕様書13の早期提出
- 2文字列使用申請の早期提出

## インターネット全般

- ドイツはドメインネームへの意識が高い
- 他とは異なるインターネットの利用

## 各TLDの規模



[http://www.verisigninc.com/en\\_US/innovation/dnib/index.xhtml](http://www.verisigninc.com/en_US/innovation/dnib/index.xhtml)



日本経済新聞2015年4月1日

- 以下のモデル以外にも2文字のモデルが存在します
- 世界各国で販売しています



**BMW X1**  
▶ Highlights & Facts  
▶ Configure



**BMW X3**  
▶ Highlights & Facts  
▶ Configure



**BMW X4**  
▶ Highlights & Facts  
▶ Configure



**BMW X5**



**BMW X6**

**BMW Individual models**

- ▶ BMW Individual X5
- ▶ BMW Individual X6

**BMW Security Vehicles**

- ▶ BMW X5 Security
- ▶ BMW X5 Security Plus



**BMW i3**  
▶ Highlights & Facts  
▶ Configure



**BMW i8**  
▶ Highlights & Facts  
▶ Configure

<http://www.bmw.com/com/en/> より一部抜粋

## アマゾンマーケットプレイスでの例

- 必要な書類のやり取りは全て郵送で行う
- 最終段階の登録や納車で近隣にi3を扱う販売店がなければ、移動型セールスの社員が出向く
- 店舗が近くにない地域では同社の社員が自宅を訪問する「モバイル・セールス・アドバイザー（移動型セールス）」の仕組みを導入しており、ネット通販でもこの枠組みを活用する
- BMWジャパンがアマゾンを選んだもう一つの理由は、潜在的な顧客の掘り起こしにある
- 利用者の好みに合わせて自動で商品を勧める「レコメンド」機能など、膨大な購入情報を活かしたアマゾンのマーケティング手法はBMWにとって魅力的に映った



アマゾンBMW i3特設サイト



ブランドTLDを使ったインターネット戦略ではなく



インターネット戦略のためのブランドTLDの利用

- 効率的なマーケティング
- ウェブサイトインテグレーション（被専門分野の補完）
- 信頼（安全、安心）
- ガバナンス

# **Intellectual Property Constituency(IPC)**

IPCとは：知的財産部会です。ICANNのGNSOの下部組織であり、企業の知的財産の保護等を目的とした部会です。

## Officers

- Greg Shatan, President
- Steve Metalitz, Vice President
- Michael Adams, Treasurer
- Claudio Di Gangi, Secretary

## GNSO Counsel Representatives

- Brian Winterfeldt (North America)
- Heather Forrest (Asia)

参照： <http://www.ipconstituency.org/>

---

## 課題

ブランドTLDの保護ではなく、一般文字列新gTLDにおけるブランドの保護

「.SUCKS」のサンライズ問題が表面化

- IPCとBCが積極的な動きを見せている

## .SUCKSによるサンライズ導入

- 「.SUCKS」のレジストリであるVox Populi Registry Incは、商標名を含むドメインネームを「プレミアム」とし、高額で販売する。
- 過去頻繁に保護目的で登録されている文字列を調査し、サンライズプレミアム期間での対象文字列リストを作成した。
- 当該リストに含まれる文字列（商標名）は、プレミアム価格で販売される。
- 文字列リストは現時点では非公開である。
- サンライズプレミアムでの販売価格は年額2,499米ドルとされている。
  
- 2015年3月27日にICANNへレター送付  
「ICANN Requested to Immediately Halt .SUCKS Predatory Registration Scheme Designed to Exploit Trademark Owners」
  - ➡商標権者に対する不当な要求であるとIPCでは判断している
  - ➡登録商標をPremium Namesとするレジストリの動きはRPMに反している
  - ➡米国で該当する法律での対応を検討している
  - ➡しかしレジストリはカナダの企業であり管轄権の問題がある

- 以前より新gTLDレジストリが著名商標をプレミアム価格で販売することを懸念している
- 「.SUCKS」に関して何らかのアクションが取れないか考えている。
- 現在BCが考えるアクションは、Post-Delegation Dispute Resolution Procedures (PDDRP、委任後紛争解決処理方針) である
- PDDRPには、以下三つの紛争解決処理方針がある
  1. Trademark Post-Delegation Dispute Resolution Procedure (Trademark PDDRP)  
新gTLDのトップレベルドメインまたはセカンドレベルドメインにおける、レジストリオペレータによる商標権侵害に係る紛争解決処理方針
  2. Registration Restriction Dispute Resolution Procedure (RRDRP)  
コミュニティーベースの新gTLDのレジストリオペレータが、コミュニティードメインネームの登録条件から外れる場合に対象とされる紛争解決処理方針
  3. Public Interest Commitments Dispute Resolution Procedure (PICDRP)  
レジストリオペレータが、レジストリアグリーメントの仕様書11 (Public Interest Commitments (PICs)) に従っていないと判断された際の紛争解決処理方針
- BCではTrademark PDDRPを想定していると考えられるが、引き続き議論を続けている

## 日本インターネットガバナンス会議 (IGCJ)

2015年6月21日～25日  
ICANNブエノスアイレスミーティング  
<http://buenosaires53.icann.org/en/>

### 日本インターネットガバナンス会議(IGCJ)

#### 日本インターネットガバナンス会議(IGCJ)とは

JPNICが事務局となり、以下を目的とし、「日本インターネットガバナンス会議(英語名: Internet Governance Conference Japan、略称: IGCJ)」を2014年6月に発足することになりました。

- インターネットガバナンスに関して、適切な状況認識の上で充実した検討ができる基盤を日本国内に構築する。
- インターネットガバナンスに関する提言を行い、グローバルな方向性への反映と日本国内での実装を準備する。

これらの目的達成のため、次のような活動を行います。ミーティングは、基本的に2ヶ月に一度の頻度で実施する予定です。

1. メーリングリストによる相互の情報交換と議論
2. ミーティング開催による相互の情報交換と議論
3. 国内外の関連イベント等での意見発信
4. パブリックコメント募集に応じた意見提起
5. 国際的検討主体や日本政府との意見調整
6. その他、この会議の目的を達成するために必要な活動

この趣旨に賛同する方は、どなたでもご自由に会議にご参加いただけます。まずは[メーリングリスト](#)に登録してください。

<https://www.nic.ad.jp/ja/governance/igconf/>



**Participate**

ICANN's 53rd Public Meeting will take place in Buenos Aires from 21-25 June 2015. ICANN meetings are a great opportunity to participate in Internet policymaking, learn more about ICANN topics and help shape the Internet's future. Register for ICANN 53 today and get your voice heard. See you in Buenos Aires!

**ICANN | 53**  
*Buenos Aires*

当資料に関するお問い合わせは、お手数ですが下記までお願い申し上げます。

## 株式会社ブライツコンサルティング

担当：村上 嘉隆

E-Mail : newgtld@brights.jp

T E L : 03-5521-0107

- 当資料の著作権は、株式会社ブライツコンサルティングに帰属しています。
- 著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することを禁じます。
- 当資料で使用される標章「Brights Consulting」「ブライツコンサルティング」「 (Brights Consultingロゴ)」、は、当社の登録商標です。
- その他の会社名、商品名、サービス名、ロゴは、それぞれを表示するためだけに引用されており、それぞれ各社の登録商標あるいは出願中の商標もしくは商号である場合があります。